

姉妹町多良木町へ行こう！

多良木町は熊本県の南部に位置し、その歴史は古く、多良木町の地名が歴史上にあらわれるのは、鎌倉時代まで遡ります。また、国や県の指定文化財となっている歴史的建造物等も多く、更には先土器時代から縄文時代、弥生式文化時代にわたる遺物が数多く出土し、古墳時代の遺跡も各地にみられるなど、歴史とロマン溢れる町です。

～姉妹町交流研修補助金制度スタート～

熊本県多良木町と平成22年2月2日より姉妹町となり、児童交流や物産交流などを行って来ましたが、より多くの方々に多良木町を訪れていただけるよう、今年度より新たに各種団体、家族や会社などで実施する多良木町への研修旅行に要する経費に対して、補助金を交付する『南幌町姉妹町交流研修補助金制度』を創設しました。ぜひ、ご活用ください。

補助対象者

5人以上で多良木町での研修を実施する南幌町内の各種団体及びグループ並びに家族または法人及び会社などで、補助金の対象となる方は、次に該当する方です。

■各種団体及びグループ並びに家族の場合は、構成する方のうち南幌町の住民
■法人及び会社などの場合は南幌町の住民である社員

※町議会議員・町職員は除きます。また、この制度以外で国や道、町から多良木町研修に係る補助がある場合も除きます。



申請方法

補助金等交付申請書に必要な事項を記入し、次の書類を添付して、研修実施日の30日前までに持参により提出してください。

- ① 研修計画書
- ② 研修参加者名簿

補助額

研修参加者1人につき1回を限度に2万円です。ただし12歳未満の参加者は1人につき1万円です。

補助金の請求方法

研修が終わってから補助金交付請求書を提出してください。ただし、概算払いを申請することができませんので、概算申請書に研修参加者名簿を添付して提出してください。

実績報告

補助事業等実績報告書を、研修が終わってから30日以内に次の書類を添付して提出してください。

- ① 研修報告書
 - ② 研修参加者名簿
 - ③ 研修時の記録写真や資料
 - ④ 研修旅行に要した領収書などの写し(航空券の半券など)
- ※資料などが無い場合は、多良木町役場企画観光課の受付印、又は施設担当者、面会者の確認印(署名)を押印したのものや、名刺などを添付して下さい。

詳しくはまちづくり課企画情報Gまでお問い合わせください。

